

渋民振興会代決専決規程

(目的)

第1条 この規程は、渋民振興会における事務の円滑、敏速な執行を期するとともに責任の範囲を明らかにするため、事務処理の代理決裁（以下「代決」という。）および専決に関し必要な事項を定める。

(代決)

第2条 会長が事故あるとき、または出張その他の事由により不在のときで、緊急に処理しなければならない事務については副会長、副会長が不在のときは所管の長、また所管の長が不在の時は次席の職員が事務を代決することができる。

(代決の制限)

第3条 代決者は、次の各号のいずれかに該当する事項を代決することはできない。ただし、あらかじめ指揮を受けたとき、また特に緊急を要するときはこの限りでない。

- (1) 重大、また異例に属する事項
- (2) 紛議論争がある事項、また処理の結果、紛議論争を生じる恐れがある事項
- (3) 上司が事案を了知しておく必要があるときと認められる事項

(代決処理および後閲)

第4条 第2条および前条の代決は、代決者が回議の当該欄に代決の表示をし、押印することにより行う。

2 前項の規定により代決した場合は、「後閲」と朱書きし、速やかに閲覧を受けなければならない。

(所管の長の専決事項)

第5条 所管の長が決裁する専決事項は別表のとおりとする。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

専決事項	振興会事務局長	市民センター所長
文書の照会、報告、回答および通知に関すること	○	○
物品の收受、配布および発送に関すること	○	○
職員の事務分担に関すること	○	○
職員の出張命令および復命に関すること	○	○
職員の休暇、その他服務に関すること	○	○
職員の勤務時間の割り振り、変更および時間外勤務命令に関すること	○	○
1件の金額が10万円以下の支出負担行為及び収入、支出に関すること	○	○
現金の収納および保管に関すること	○	○
職員の福利厚生に関すること	○	
情報公開の開示の決定および個人情報の開示、訂正、利用停止等の決定に関すること。ただし、特に重要なものを除く。	○	
その他重要な事務のうち、あらかじめ会長から指定された事務の処理に関すること	○	
渋民振興会長印の管理に関すること	○	
施設の利用の許可に関すること		○
施設の使用料（減額、免除および還付を含む）に関すること		○
施設の軽易な修繕など事務処理に関すること		○
所長印の管理に関すること		○
車両の運行管理に関すること		○